

# 徳島市まちづくりチャレンジ補助金 令和6年度追加募集要領

若者チャレンジコース(最大8万円)

## 制度の目的等

豊かな自然に恵まれた徳島のまちには、行政・市民活動団体・地域団体・学校・企業など、様々な立場の人達が活動しています。この制度は、このまちを市民の力でより良くしていくことを目指し、将来の地域の担い手である若者を含む、多様な主体が取り組むまちづくり活動を支援することを目的としています。

令和6年度の徳島市まちづくりチャレンジ補助金は、令和6年7月1日から8月15日まで募集を行い、対象事業を採択しましたが、若者チャレンジコースの採択事業における補助金交付決定額が予算額に達しなかったため、同コースについて追加募集を行うものです。なお一般チャレンジコースについては、採択事業における補助金交付決定額が予算額に達したため、追加募集は行いません。

## 募集期間

令和6年10月11日（金）から11月11日（月）まで

## 交付の制限

募集コースに定める金額を上限とし、1団体につき1年度1事業を限度に交付します。

## 募集コース

多様な主体に制度を活用していただくため、次のコースを設けます。

	若者チャレンジコース
補助目的	将来の地域の担い手としての若者のまちづくり活動の支援
補助金額	補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、上限を8万円とする。
対象団体	徳島市まちづくり協働プラザに団体登録済であり（※1）を満たし、構成員に18歳以上の者を1人以上、若者（※2）を3人以上含むこと。
対象事業	まちづくりに資する活動であり、徳島市内において実施する若者が主体となり取り組む活動等
採択件数	予算残額8万円に達するまで。

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）の統制下にある団体ではなく、かつ、会員に暴力団又は暴力団員との関係を有する者がいないこと、その他市長が不適切と認める団体ではないこと。

※2 この制度において、「若者」とは、事業実施年度末日における年齢が13歳から39歳までの者としします。

## 対象となる事業

次のいずれにも該当する事業が対象となります。

- (1) 地域の課題解決をするため、広く市民に開かれ、自主的かつ自発的に行われる公益的な取組であるとともに、まちづくりに資する活動であること。
- (2) 補助対象団体が自ら企画し、徳島市内において実施する活動であること。
- (3) 事業実施年度で完了するものであること。
- (4) 若者が主体となり取り組む活動であること。

【活動分野の例：SDGs の推進、地域活性化、多世代交流、子育て支援、移住促進、観光振興、環境保全、防災、男女共同参画、情報化推進、経済活性化、健康づくりなど】

ただし、次に該当する事業は対象となりません。

- ・ 営利を目的とするもの。
- ・ 特定の個人又は団体のみが利益を得るもの。
- ・ 公序良俗に反するもの。
- ・ 法令、条例等に違反するもの。
- ・ 政治活動又は宗教活動を主たる目的とするもの。
- ・ その他市長が不適切と認めるもの。

## 対象経費

事業を実施するための直接的な経費で、次に定めるとおりです。当該補助金の交付決定を受けた日以降に発生（依頼・発注、支払い等）するものが補助金交付の対象となります。

補助対象経費	経費の種類
報償費	講師、専門家等、補助事業に従事する臨時スタッフへの謝礼など
旅費	講師や専門家等を招聘するための旅費や事業の打合せ等に係る旅費など（先進地視察旅費は除く。）
需用費	会議費、消耗品費、燃料費、印刷製本費など
役務費	通信運搬費、広告料、保険料、手数料など
食糧費	事業参加者に提供する湯茶等の飲料に要する費用。 （1人あたり1回200円以内のものに限る。）
使用料及び賃借料	会場借上料、コピー使用料、リース・レンタル料など
備品購入費	単価が1万円未満のものに限る。 （事業実施に際し市長がやむを得ないと認めるものは、この限りではない。）
人件費	補助事業に直接従事する団体構成員の人件費 （補助対象経費の20%を上限とする。）
その他	その他、市長が特に必要と認める経費
対象外経費	次に掲げる経費は、補助対象経費に含まないものとする。 (1) 補助対象団体の経常的な運営に関する経費 (2) 補助対象事業の実施に直接関係しない食糧費、慶弔費、交際費等の経費 (3) 他の制度からの補助金等を充当する経費 (4) 会員又は会員が経営に関与している企業等へ支出する経費 (5) その他市長が不適切と認める経費

## 申請方法

次に掲げる書類を揃え、徳島市市民協働課に申請してください。申請にあたり、事業の内容や書類の書き方などについて、徳島市まちづくり協働プラザに相談することもできます。

- ・徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付申請書（様式第1号）
- ・徳島市まちづくりチャレンジ補助金事業実施計画書（様式第2号）
- ・徳島市まちづくりチャレンジ補助金事業収支計画書（様式第3号）
- ・徳島市まちづくりチャレンジ補助金団体名簿（様式第4号）※若者チャレンジコースのみ
- ・会則・定款・規約その他これに類するもの。
- ・提案する事業に関する資料

## 審査

徳島市まちづくりチャレンジ補助金採択候補検討委員会から意見を聴取したうえで、交付又は不交付を決定します。なお、検討にあたっては次の項目について評価します。

項目	評価の視点
①公共性	・市民ニーズにきめ細かく対応しつつ、幅広い市民が受益者となりうるか。 ・社会課題を解決する内容の事業であるか。
②推進力	・事業スキーム及び事業の結果に対する気概を感じるか。 ・提案団体の特性を活かした内容であるか。
③計画性	・実施可能なスケジュールで、実効性のある事業計画であるか。 ・収支計画の積算は適切に行われているか。
④将来性	・事業終了後も継続的な活動が見込まれるか。 ・成果が、継続的に市民に広がっていくことが期待されるか。
⑤共感性	・市民や社会に受け入れられ、幅広く市民の共感が得られる内容か。

## スケジュール

次のスケジュールでの実施を予定しています。

日程	内 容
10/11～11/11	募集期間
11/12～12月頃	審査（審査後、採択可否を通知します。）
翌年1月頃～ 翌年3月末	事業実施（原則として補助金の交付は実績報告後となりますが、必要に応じて補助金の全部又は一部を、 <u>事業実施前に概算払い</u> できます。）
事業完了後～ 翌年3月末	実績報告（事業完了から30日以内又は翌年3月末のいずれか早い日までに徳島市市民協働課に報告してください。）

## 変更、中止又は廃止の場合

採択された事業の内容を変更、中止又は廃止する場合は、軽微な場合を除き、次の書類を徳島市市民協働課に提出してください。

- ・徳島市まちづくりチャレンジ補助金変更・中止・廃止申請書（様式第6号）

## その他注意事項

本補助金は、審査により不交付になる場合があります。

補助金の交付が決定した場合であっても、次のいずれかに当てはまるときは、交付の決定の全部又は一部が取り消される場合があります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 連絡なく補助対象事業を変更、中止又は廃止したとき。
- (4) その他市長が不適切であると判断したとき。

補助金の交付の決定が取り消された場合は、既に払った補助金について、別に期限を定めて補助金の返還を求めます。なお、交付の決定の取消しにより交付決定団体に生じたいかなる損害に対しても、徳島市は賠償の責を負いません。

## 【問い合わせ・申請先】

徳島市市民文化部市民協働課

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地（徳島市役所本館9階）

TEL：088-621-5510 FAX：088-621-5511

受付時間：月～金 8:30～17:00（祝日を除く）



## 【相談先】

徳島市まちづくり協働プラザ

〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコ東館7階

TEL：088-611-3886 FAX：088-624-3860

開館日：火～土 10:00～21:00／日祝 10:00～18:00

休所日：月曜 ※月曜日が祝日の場合その翌日／年末年始

